

【取扱い厳重注意】

平成23年8月25日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 三田 浩平

平成23年8月25日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

福島県災害対策本部原子力班 片寄久巳総合調整チームリーダー

福島県原子力センター 八巻 孝幸 次長

阿部 幸雄 主任主査

2 聴取日時

平成23年8月25日午後5時00分から同日午後7時40分まで

3 聴取場所

福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階特別会議室

4 聴取者

三田主査・仁保主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載））

第2 聴取内容

福島県における広報及びモニタリングに係る公表について。

詳細は別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

【取扱い厳重注意】

別紙

1 広報体制について

県のプレスは、福島県自治会館3階に設置されている災害対策本部の隣において、知事、副知事が行っていた。

県災害対策本部の原子力班が収集した避難に係る情報及びモニタリング情報、東京電力福島事務所が東京電力本店又は福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)から得たプラント情報について、生活環境部長が災害対策本部がある部屋の隣にいる福島県知事に報告を行い、即座に知事から災害対策本部の隣に設けられた記者会見室において広報されるという体制だった。

記者発表については、読み上げ文や質疑応答録を用意している暇はなかったので、付箋などにメモされたプラント情報などを記者会見において説明するといったものだった。

東京電力福島事務所については、福島事務所の■グループマネージャー(以下「■GM」という。)が11日の地震直後から福島県の自治会館に来て、自治会館にあった3台の衛星携帯のうちの2台を使って東京電力本店又は福島第一原発とやり取りを行っていた。

発災直後の福島県庁と原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)との連絡は、災害対策本部に設置した仮設電話10台及びFAX1台で行っていた。FAXの方は回線が込み合っていたため、原子力災害対策特別措置法第10条及び15条に係る通報については、東京電力福島事務所が受け取ったFAXを災害対策本部に持ってきてもらっていた。

2 福島県関係部長会合について

3月12日以後は、知事や副知事、福島県庁の各部長が出席する関係部長会合を1日2回午前と午後にマスコミへ公開で行っており、関係部長会合において災害の状況を災害対策課長が説明を行い、福島第一原発のプラント状況については、片寄リーダーか生活環境部次長が説明を行っていた。

また、東京電力福島事務所から、プラント状況について関係部長会合において説明をしてもらうこともあった。

3 ベントに係るプレスについて

ベントに係るプレスについては、いろいろ批判があることは承知しているが、福島県庁では行っていない。知事へはベントに係る情報を逐一報告しており、警察・消防・自衛隊に対しては、避難の観点から、例えばベントがあるので、風下へは避難しないようにということを事前に片寄リーダーから電話により口頭で報告している。

知事に対しては、例えば11日夕方に、原子炉に注水するために炉圧を下げる必要があり、そのためベントをする必要があるなどと説明し、また、原子炉の事象進展について水位が重要情報となるので、水位について逐一知事に連絡を入れていた。

事前か事後かはわからないが、ベントについては、東京電力福島事務所が独自に記者発表をしていたようである。

【取扱い厳重注意】

3月14日の3号機圧力異常上昇について、マスコミが入る前に関係部長会合において報告をすることを差し控えるようにとの国からの指示があったことについては、(片寄リーダーは)把握していない。

4 1号機原子炉建屋爆発後の写真について

1号機建屋爆発後の状況について、12日の夕方に東京電力から爆発直後の写真を入手した。NHKの報道によって福島県庁にいた各報道機関が1号機建屋爆発について知り、その後、各報道機関からプラントの状況に係る問い合わせが続出していたので、夜の記者発表において公表した。当該公表については、官邸や保安院に事前に連絡はせず、県独自の判断で東京電力福島事務所の■■■■ GMに公表するよう依頼し、東京電力福島事務所の■■■■ 室長(福島事務所長?)に本部会議に出席してもらい、記者会見の場で1号機の状況を説明してもらい、1号機の写真を記者に公表してもらった。

1号機の爆発後の写真を公表したことについて、公表後、保安院から、政府が発表していないような写真を公表しないで欲しい旨の連絡が来たという話を聞いたような記憶がある。

5 広報に係る国への報告について

今回の事故の前には、電力会社に係る情報については、あらかじめ保安院の了解を貰ってから、了解が下りた事項のみ発表するというのがルールだった。福島県が公表しようとしたものについて、保安院からストップをかけられることがあった。

公表に関する連絡についての保安院の窓口は、■■■■ 原子力発電検査課長である。公表をストップする場合、大抵、保安院から電力会社に対して連絡があり、電力会社から福島県へ国から止められているので公表してはならない旨の連絡がある。保安院から直接福島県が連絡を受けたことはないと思う。